

明治期の仙台市における遊廓移転問題と都市社会

遠城 明雄*

Akio ONJO

The Issues of the Displacement of a Licensed Red-light District and Urban Society
in Sendai City during the Meiji period

1 はじめに

明治時代の一時期、広瀬川沿いの支倉町の一角に仙台唯一の遊廓が立地していた。

明治初期に貸座敷は国分町に散在していたが、「風俗紊乱」を懸念する声が高まり、県は1877(明治10)年8月に広瀬川に面する支倉町内(常磐町)に廓を定めて集中移転を命じる。この事業は土地買収や費用の問題から4回ほど期限が延長されたのち、1878年9月に完了した。常磐町遊廓の誕生である¹⁾。

しかしこの場所での営業は長く続かなかった。1890(明治23)年7月松平正直知事が2年後の1892年7月30日を期限に常磐町での営業禁止と移転を令達したからである。貸座敷の楼主たちは1894年3月に宮町東側の小田原蜂屋敷に新游廓を建設し、この新常磐町は第二次世界大戦後の公娼廃止まで続いた(仙台市史編さん委員会1997)。移転の主な理由は、広瀬川の対岸にあった川内兵舎に対する悪影響と市の発展による風紀取締の必要性であった。

この移転について富田(1916)は、「川内兵営に接近して居るといふ難声が再び湧いて、明治廿七年二月に現新常磐町に再転したものである。仙台遊廓と戦争とは妙な因縁を有して居るのではないか(強調は本文)と記しているが、「妙な因縁」とは、1878年の移転が実現した背景に、西南戦争から帰仙した人々の賞賜が遊廓を一時的に繁昌させ、貸座敷業者が移転費用を捻出できたことがあった点を指している。富田の解釈を確認する術はないが、一般的に軍隊の存在と戦争という出来事は遊廓とさまざまな面で結びついており、時に思わぬ形で都市の社会・空間を変動させる要因になってきた(林2015)。

都市施設の移転過程は、政治・経済的かつ社会的な立場を異にする集団間の対立と妥協によって規定されると同時に、その過程を通して集団が分岐し、

新たな社会関係を促す契機ともなりうる。遊廓の場合、貸座敷楼主の経営基盤や戦略、都市空間の管理を意図する行政の空間認識とそれに基づく施策、移転にともなう開発あるいは衰微によって直接・間接に影響を受ける地域住民や利害関係者(移転元と移転先)、市民の遊廓に対する認識や場所感覚など、複数の集団間の錯綜した状況を考えることができるだろう²⁾。遊廓の変遷を辿ることは、近代以降の都市空間の物的・意味的な変化を考えるうえで、ひとつの手がかりを与えてくれるのである(加藤2005)。また近年の近代都市史における「遊廓社会」研究では、近世都市史研究の枠組との接続も意識しつつ、遊廓の「場所性」や空間構成などに加えて、その建築様式や生活実態などの研究も進められている(佐賀・吉田2014)。ただし小論では資料上の制約から、遊廓社会・空間そのものを論じることはできなかった。

小論の目的は、1890年から3年半ほどを要した常磐町遊廓の移転過程を検討することによって、地方自治制成立期における仙台市の地域社会の政治状況と「地方自治」をめぐる議論を考えてみることにあつた。市会や市有力者は、移転の過程で生じたある問題をきっかけにして、知事および内務省に市の権利や「公益」を訴えることになり、仙台市の遊廓移転は都市内部の社会問題にとどまらず、地方自治制をめぐる地方と中央の政治問題に発展した。

主な資料が新聞であるため、分析に一定の限界があることをお断りしておきたい。新聞は、『東北毎日新聞』と後継の『東北新聞』(以下、『東北』と略)および『奥羽日日新聞』(『奥羽』)が吏党系、『自由新聞』(『自由』)が自由党系、『東北日報』(『日報』)が改進黨系である。

* 九州大学

II 問題の端緒

移転問題は1890(明治23)年7月12日付の松平正直知事による令達に始まる。

「其町貸座敷ノ儀ハ兵營ニ近接シ、殊ニ市ノ中央ニ当リ風俗取締ハ障害不少候ニ付、該地ニ於テ営業ノ儀ハ、来ル明治二五年七月三十日ヲ限り禁止ノ条、引続キ同業ヲナサントスルモノハ、更ニ相当ノ場所ヲ撰定シ、右期限内ニ於テ移転スル様、予シメ注意スヘシ。但移転地撰定ノ上、所轄警察署ヲ經テ県庁へ願出テ許可ヲ受リヘシ

明治二十三年七月十二日 知事³⁾

県は、雑収入の貸座敷賦金を明治25年度から3ヶ年免除することと、娼妓賦金を3分の1に軽減することの二点を盛り込んだ予算案を作成して移転を推進しようとしたが、この案では業者の「保護」になること、また賦金全免により県外から貸座敷業者を呼び込むことになりかねないことなど、3年前の県会での廃娼建議(後述)に反するという意見が出され、全額徴収の修正動議が可決された(宮城県議会史編さん委員会1974)。なお1891年3月23日の県令第25号で、賦金は1ヶ月で貸座敷が2円50銭(出稼の娼妓がいる場合には1人につき1円を増額)、娼妓が1円50銭と定められている(宮城県警察部編1892)。

一方、この移転により影響を受けるとされた営業者は、貸座敷業者のほか、飲食店、小間物屋、質屋、仕立屋などその雇い人を含めると3,000人余に達するという報道もあり、移転は常磐町の周辺地区にとどまらず、仙台全体の経済と社会にも大きな影響を及ぼすことが予想された⁴⁾。

それではこの時期に営業禁止と移転が命じられた背景には何があったのだろうか。すでに触れたように、陸軍が1882(明治15)年以降、広瀬川対岸の川内地区を買収して兵營を増設したことで(加藤2015)、遊廓の軍紀に及ぼす悪影響を懸念する声が高まっていた。また停車場などの設置によって都市構造の変化が見込まれていたこともあって、『奥羽日日新聞』は1887(明治20)年6月と9月の2度にわたり一面で常盤町遊廓を市の周辺部に移転すべきであるとの記事を掲載している⁵⁾。停車場設置は行政のみならず多くの地域有力者も資金を提供した官民共同の事業であり(手嶋2010)、こうした都市基盤の整備と都市構造の変化によって、軍関係者や地域有力者が常磐町遊廓の位置を問題視し始めていたのである⁶⁾。

以上の都市内部の要因に加えて、当該期の宮城

県における廃娼運動の高揚が人々の遊廓に対する認識に影響を与えていたと思われる。周知のように、廃娼運動は全国各地で高まり、群馬県では民党勢力による地方自治要求などもあって廃娼が実現された(小野沢1991)。こうした風潮を受けて宮城県でも1888年の県会に公娼廃止が建議され、翌1889年に3年間の猶予つきでの廃止が知事に建議されており(宮城県議会史編さん委員会1968)、その際に仙台では一力健次郎ら有志百数十名が宮城県会に廃娼を陳情したといわれている⁷⁾。仙台の廃娼運動の動向は詳らかにできないが、松平知事の令達の背景には、軍の意向のみならず、廃娼をめぐる「県下の輿論」と運動の余波があったと思われる。

一方、1891年6月に仙台市、塩釜町、古川町、白石町などの貸座敷業者と二業取締りが、全国貸座敷同盟会の決議に基づいて、「全国貸座敷同盟会仙台支部」(会長は虎岩省之)を結成しており、賦金軽減の陳情や「廃娼論者に対しては大に反対して運動をなすべき事」などの条項を決議している⁸⁾。このように業者と廃娼運動の対立は水面下で続いていた。ここで相反する立場にあった一力と虎岩は、後述するように、市会と有力者による知事への抗議運動で中心的役割を果たすが、両者の共同は知事派に市会などによる運動への疑念と批判を生じさせる一因になったと思われる⁹⁾。

次に移転候補地の決定過程を辿ることにしたい。松平知事は1890年4月に内務大臣に提出しようとした移転の上申案で、移転地の条件を「兵營、学校、又ハ国道、鉄道ニ接近セサル僻隅ノ地」としたうえで、「……今回移転ヲ命セラルヘキ場所ヲ探索スルニ、北六番町東照宮御境内ヲ除外ニハ適当ノ地ナシ、同所ヲ拝スルニ可然自然ニ已域ヲ存シ、長サ凡三丁横二丁坪数二万千六百坪内外ノ間ニアリテ、最モ適当ノ地ト認メラルルヲ以テ、同業者ニ内意ヲ示サン処……」¹⁰⁾と説明しており、知事は市の周辺部でかつ神社の境内を考えていたことになる¹¹⁾。

この意見は楼主による移転候補地の選定にも影響を及ぼしたと思われるが、楼主による選定は二転三転し、それが問題を大きくしていった。令達が出された後、楼主たちは10名の準備委員を選出して移転協議に着手し、1891年2月準備委員は、かつて国分町への移転を斡旋した俠客の針生庄之助に再度協力を求めた。針生は移転候補地として、土地購入費用の面では宮町裏を、利便性など移転後の営業面では通町(青葉神社下)の2ヶ所を適地に挙げたとされており、いずれも門前町で人の集まりやすい場所が選択されている¹²⁾。

その後、楼主間でいかなる議論があったかは不明だが、移転の候補地は、通町・北山町と宮町裏の2ヶ所に絞られた¹³⁾。しかし、楼主たちは経営規模の相違などもあってか合意に至らず、1891年11月安積しげらが北山町を、藤井勝之丞らが宮町・北六番丁を、それぞれ移転候補地として県庁に出願する事態となった。2ヶ所の出願という予想外の事態に対して、県民の評価も高かったといわれる松平の後任として同年4月に着任した山県系官僚の船越衛知事¹⁴⁾は、仙台市会にいずれの土地が適切かを答申するように諮問し、市会は12月2日に衛生上の取締や学校との距離、および宮町周辺は今後発展の可能性を持った土地であることをおもな理由に、北山町を適当とする決議を行った。船越知事はこの決議も考慮して同年末に北山町を移転地として認可する¹⁵⁾。

ただし常磐町では1892年2月新たに5名の準備委員(新盛、新竹、南幸、福島、清水の各楼主)が選出されたが、準備は一向に進まず、結局移転期限1ヶ月前の同年6月楼主たちは3年間の移転延期を県に出願し、船越知事は1年間の延期を承認した¹⁶⁾。さらに新たな期限が間近に迫った1893年4月に新たな問題が生じる。今度は楼主19名が一致して、北山町から宮町裏の小田原蜂屋敷への移転地変更を知事に請願したのである。その理由は、北山町に遊廓を設置した場合、①土地を切り崩して平坦にするための土地造成費が多額に上ること、②水量が不十分で水質にも問題があること、③白石など周辺農村から薪炭を運ぶ荷馬車が多く往来するため、新道路を建設する必要があること、④現在の仙台は南北方向が衰退しつつあることから将来の商売が期待薄であることなどで、船越知事は5月13日にこの変更理由を妥当と認めて、移転地変更を正式に承認した¹⁷⁾。

このように移転の場所と期限が目まぐるしく変更された背景には、楼主間で移転地をめぐる対立が継続していたことがあったと思われるが、移転推進派は楼主や一部有力者が移転の延期および中止を意図して行動していると考えていた。『東北新聞』によると、すでに1892年5月段階で北山町の場合に土地造成費だけで1万円が見込まれることから、楼主たちは宮町周辺への移転の検討を始めていたとされ¹⁸⁾、同年11月には北山町の代わりに宮町裏小田原北一番丁から北三番丁までを廓内とすることが楼主によって決定され、測量も終了し地主と交渉して平均1坪55銭で土地売却が予約されていたという¹⁹⁾。この情報に基づくと、小田原への移転地変更は、知事の変更承認を受けるかなり前の段階から、楼主と地主の手によって進められていたことになる。

これに対して、「……其れ既に北山は遊廓移転地なる見込なし、其害多くして其利少なし、是を以て楼主及有志者等は七八ヶ年の延期請願又は宮町に移転地変更の請願をなさんとすと、余輩は同より延期説に左袒する能はず及当局者は之を許可せざる可し……」²⁰⁾というように、推進派は、北山町という不適と思われる土地への移転申請は楼主らによる移転延期策ではないか、楼主が北山町と宮町に分裂したことも表面上のことで延期の方便ではないか、さらに小田原地区への変更はその周辺地域で遊廓に反対が多いことから楼主による移転中止策ではないか、という疑念を抱くことになった²¹⁾。最後まで北山町への移転を希望する楼主もいたことから、楼主が一枚岩になって移転中止策を巡らせていたとは考えにくいだが、一部の楼主が移転の延期をさまざまな手段を使って画策していたことは間違いないと思われる。

なおこれらの情報の多くが、『東北新聞』に「風説」や「寄書」という形式で掲載されたものである点を考慮する必要があるだろう。つまり推進派の解釈と情報発信であり、移転を進めるための輿論作りという狙いがあったのかもしれない。いずれにせよ「廢娼論」や移転の議論を通して強化された貸座敷業者とその営業地に対する「負のイメージ」は、裏面での工作というイメージと結びつけられることで、さらに増幅されることになったといえるだろう。そして一力と虎岩らによる市会と有志者の運動も、知事派からは移転の延期や中止の画策として位置付けられるようになる。

さて、小田原への変更承認によって問題は落ち着いたかのようにみえたが、むしろここから一連の事件が始まった(第1表)。船越知事が市会に再度諮問せず、移転地を小田原蜂屋敷に変更したことに対して、仙台市会が知事の態度を「市会無視」と批判し、知事と激しく対立することになったのである。船越知事が、貸座敷営業に関する事項は知事の職権であるという主張を譲らなかつたため、一部の市会議員と有力者らは、「自治」や「徳義」といった観点から知事への批判を強め、演説会の開催や内務省への上申などさまざまな手段を用いて知事に対抗した。こうして常磐町遊廓の移転は、都市の風紀と統制をめぐる統治の側面と貸座敷業者間での対立や移転延期の画策といった問題に加えて、市内の開発をめぐる地区間の競争、さらには「地方自治」をめぐる市会と知事の政治問題という様相を帯びることになった。

第1表 常磐町遊廓移転問題をめぐる主な動き

1890年	7月	松平正直知事が常磐遊廓の移転を令達。
1891年	11月	安積しげらが北山町、藤井勝之丞らが宮町・北六番丁を、それぞれ移転地として県庁に出願。
	12月	船越衛知事が北山町への移転を承認。
1893年	4月	常磐町楼主一同が北山町から小田原蜂屋敷への移転地変更を船越知事に請願。
	5月13日	船越知事が小田原蜂屋敷への移転地変更を許可。
	5月22日	市会でこの問題が取り上げられるが、意見が二分したため、知事への質問委員5名を選出。
	5月25日	委員3名(一力、豊島、虎岩)が知事と面談して変更理由などを質問。
	5月30日	臨時市会において今後の方針を検討するため委員5名を選出。
	6月5日	市会において遠藤庸治市長から知事に対して具申書の提出を決定。
	6月7日	政談演説会(東一番丁森民座)。 弁士：小野平一郎、虎岩、豊島、一力、伊藤祐雅、前田藤吉郎、高橋悦之輔、木村隣之輔。 聴衆1500人～1600人(『日報』)、1200人(『自由』)。
	6月11日	政談演説会(八幡町伊藤つる方)。弁士：虎岩、伊藤、長谷川栄治、富田春之進、豊島、高橋、小野。 聴衆500人～600人。
	6月11・12日	区長協議会の開催。
	6月13日	北山町区長と同町有志者が県庁で書記官と面談し、移転許可の取消を請願。 政談演説会(北鍛冶町加藤栄次郎方)。弁士：小野、虎岩、豊島、伊藤、一力、長谷川、富田、高橋、成田。 聴衆400～500人。
	6月14日	藤沢幾之輔と村松亀一郎が市会の要求を受け入れるよう仲裁を申し出るが、知事は拒否。
	6月18日	政談演説会(裏五番丁借楽館)。弁士：虎岩、豊島、高橋、伊藤、富田、一力、小野、伊藤亀之輔(広島県)。
	6月22日	一部の市会議員と区長および有志者が「相談会」の開催を決定、準備委員20名を選出。
	6月24日	菅克復(市会議員)と田辺文策(市会議員)が知事と面談して移転認可の取消を求めるが、知事は拒否。 仙台市会内で内務大臣への意見書提出を決議。 政談演説会(穀町久保田政吉方)。弁士：虎岩、一力、高橋、富田、豊島、小野。聴衆600人。
	6月29日	区長協議会の開催。
	7月1日	北山町民らが嘆願書をもって知事宅へ押し掛け、警察官が出動。
	7月5日	政談演説会(大観楼)。弁士：虎岩、豊島、菊地直三郎、富田、一力、小野。聴衆250人。
	7月13日	有志者が毛利清右衛門宅で今後の運動を協議。
	7月15日	小野、虎岩、富田、鈴木盛勝、鹿又璇璣が県庁で書記官および郡長と面会。
	7月17日	一力、小野、虎岩、富田、鈴木、鹿又が県庁で県常置委員と面会。
	7月18日	同上六名が県庁で参事官に面会して陳情。
	7月19日	県常置委員による仲裁案(知事の謝罪)について、有志者は受け入れを拒否。
	7月19日	市会で今後の方針について検討するため、5名の委員が選出。
	8月1日	小田原蜂屋敷の土地工事が開始(早川知寛が請負)。
	8月13日	有志者が「懇親会」を開催(東四番丁仙台座)して今後の運動方針を協議。出席者800余名。
	9月4日	有志者が「仙台市会無視事件」運動事務所を設置。 遠藤市長から内務省に建議書を提出。
	10月4日	上京委員(小野、佐藤琢治、後藤長平)が渡辺千秋内務次官に面会。
	10月12日	上京委員が内務大臣宅で井上馨大臣に面会、その後県治局長に面会。
1894年	1月	船越知事が依願免官。
	2月	小田原地区への移転工事が開始。一部楼主が北山町への移転を主張して対立。
	3月	一部の貸座敷業者が営業を開始。

『奥羽日日新聞』、『東北新聞』、『東北日報』、『自由新聞』により作成。

III 市内における対立の諸相

本章では、町と区長の動向に絞って移転問題をめぐる市内の対立をみることにしたい。第一に町について大きく二つの動きを指摘できる。ひとつは市中心部の町による移転反対の動きである。1893年5月移転地変更をめぐって市会が船越知事に抗議を開始すると、国分町、立町、木町、北材木町、肴町、定禅寺通、定禅寺櫓町など常磐町に近接する町の有力者らが移転反対の活動を始めた。肴町の有力商人であった鎌田甫山らとその先頭に立ち、市内の有力者

も賛成のうえで知事への建白書を作成したと報じられているが、具体的な運動内容や鎌田以外の有力者の氏名などは不明である²²⁾。市中心部の有力者らは、市会と知事の対立を好機と捉えて、移転時期の延長、さらには現在地での遊廓存続を模索したと思われ、できるだけ移転時期を遅らせたい貸座敷楼主の思惑とも重なるものであった。他方で移転派は、「(娼娼は)…当市有力家全体当時の輿論否全市民一般の輿論なりしなり、然るに現今常廓移転を延期し且永住を計らんとする中央市民の意、果して那辺にあるか予輩之を了するに苦しむ²³⁾」というように、かつて

高揚した廃娼論に言及しながら、「中央市民」に対して「全市民」という空間スケールを用いた言説によって対抗している。ただし、移転派も、移転を推進するが廃娼には消極的な県当局、周辺部への移転(北山町でも小田原でも可)に賛成する市内の人々、全面的な廃娼を希望する人々など、その意図や目的は異なっていた。

もうひとつは移転地の動きである。まず北山町が移転地変更に対して激しい巻き返し運動を展開したことが挙げられる。6月13日佐瀬春次北山町区長らが県庁で書記官に移転の陳情を行い、さらに7月1日早朝には北山町の備前新四郎ほか有志者が124名連署の嘆願書を携えて知事宅に押し寄せたため、警官が出勤する事態となった。知事が代表者と面会したうえで、県庁に嘆願書を持参するように命じてその場はようやく収まったが、異例の出来事であったといえる。北山町では移転決定後、すでに一部で土地売買も進んでいたようで、嘆願書では、「…北山町の如きは前述の如く且つ接近地方も同様の景況に付、此際地方の義務として将来地方の幸福を得度熱心に候を、不幸にも遊廓地変更相成候得は、北山町家屋引払の跡は荒蕪たる原野になり、自然通行人を滅し殊に夜半の如きは一層寂寥殆んど空家同様に相成り、北山町貧民共のみ私共は営業上大なる影響を及ぼし益々困難の域に陥る場合に至り候…」²⁴⁾という状況が訴えられた。北山町とその周辺の有力者にとって、遊廓誘致は今後の発展にとって死活問題であり、その危機感が直接行動へとつながったのだろう。

なお知事宅に集まった人数に関する新聞報道を見ると、北山と堤通の両区長ほか10余名という報道に対して²⁵⁾、北山、通丁、木町通、新坂通、堤町などの有志74名²⁶⁾や「北山町民70余名」²⁷⁾という報道があり、大きく異なっている。移転問題をめぐる報道にはそれぞれの立場が表れていたが、この事件に関する報道は特にそれが顕著であり、町民による実力行使という出来事がもたらした衝撃をうかがうことができる。

他方で小田原周辺の地主たちは、市会の知事に対する抗議運動が小田原への移転に影響を及ぼしかねないとして移転の促進を求めている²⁸⁾。また移転問題がこじれ始めたことで、小田原の土地を安く買い占めていた豪商が損失を被るのではないかという土地投機をめぐる風説も流布した²⁹⁾。ありがちなうわさであるが、遊廓移転とは都市開発の一環であり、それによって誰が利益を得るのかにも人々の関心があったのだろう。

次に区長の動向をみることにする。まず仙台の区長制度を概観しておく、区長は各地区の有力者や世話人的な人物に行政事務の一部を負担させることを意図して市参事会が設置した名誉職であり、市会で承認のうえ任命されるもので、1889年5月に全市を50区に区分して、各1名の区長が承認された(仙台市役所編1908)。この制度は市内の有力者が地域社会に関与する公式の回路となり、結果として区長は行政事務に限らず地域の諸問題に関与するようになった。そして区が次第に各種選挙など政治活動の地域的枠組として重視されるようになると、職務を放棄し区長の地位を利用して選挙運動に奔走する姿が地域住民に揶揄されている。こうした弊害もあって、仙台市の区長制度は廃止と復活、地域区分の見直しが繰り返し行われており、区長の動向は行政組織の制度上の問題にとどまらず、地域社会における権力構造の実態や政党の動向などを具体的に知る上でも手がかりとなる(斎藤2008)。

当該期の区長の動向で注目される点は、1892年6月市会で新区長が選出された直後に、鈴木盛勝(花京院通区長)らが「区長協議会」を組織したことである³⁰⁾。協議会は50区を5部に区分して、各部から3名の定(協議員を互選し正副の会頭(長)を選出することで構成され、年一回の総会のほか、「公共の問題」が発生した際には臨時協議会を開催してその情報を各区に伝達することなどが決められた。興味深いことは、その目的に「市民の福利」の増進に加えて、市会に提出された建議案について「偏傾せる不正の部分は可成之を矯正且排斥し、諸事総て公平を保たしむる」ことを挙げている点である³¹⁾。これは補助的役割としての区長という枠組を超えており、市政において区長が市会議員と並ぶような役割を担うことを主張したものとといえるだろう。

それでは当事者となった北山町区長以外の区長は、この問題にどのような態度を示したのだろうか。区長協議会は、遊廓移転をめぐる知事と市会の対立への対応をめぐって、公職である区長として知事に対する市会の抗議運動を支持する集団と、抗議運動に関与しないとする集団に分かれた。後者の中心人物は市制施行以前から「公共事」に関与してきたといわれる沼澤与三郎(堤通区長、改進黨系)である。沼澤は、小田原移転はもともと市民の「輿論」であり反対の必要はないとして、知事に対する市会の運動に反対の立場を示した³²⁾。沼澤の意見に40名以上の区長が同意したと報じられており、そこには塚家弘利(小田原東区)と鴨原善行(小田原西区)、草玄之吉(宮町)など移転予定地となっていた区長のほか、若生

倉蔵(南町)や桜井伊助(大町)などが含まれている³³⁾。

多くの区長が市会の運動に同調しなかった背景には沼澤の力が大きかったと考えられるが、それに加えて1892年末からの自由党の「積極主義」への路線変更という中央の政治状況の影響もあったと思われる。区長協議会の会長となった鈴木をはじめ、当時の区長には自由党系の人物が多かったという報道があり³⁴⁾、区長協議会それ自体も、自由党系が区長制度を政治的に利用する意図をもって立ち上げた可能性がある。しかし自由党の路線変更をめぐって、草刈親明(市参事会員)らの議員と区長の間で対立がうわさされており、それが支持基盤となるはずであった区長の離反を招く原因のひとつになったのであろう。

一方、市会の運動に関与すべきとする意見も根強くあり、6月11、12日に開催された区長協議会では、市会の建議書に対する知事の対処をみたうえで運動方針を決めるべきとする原則非関与の意見と、市参事に区長が連署した意見書を速やかに提出すべきとする意見が対立して決着が付かなかった。そのため翌日、一部の区長が非関与の方針を記した回章を作成したが、同意者はこれまで同様40名程度で、残りの10名ほどは運動への関与を求めているようである³⁵⁾。

さらに6月29日の区長協議会において、抗議運動を進めていた菅克復(市会議長)と虎岩省之が演説を行った後、20余名の出席者が市会の運動への支持に賛成したと報じられており、区長の間で関与と不関与をめぐって綱引きが続いていた³⁶⁾。支持に回ったとされる区長は、①北山町(佐瀬春次)、通町区(大野養之助)、木町通(黒沢保治)など北山町とその周辺、②北一番丁目(宮崎住利)、国分町区(山口惣七)、東一番丁目(鹿又璇璣)など常盤町の周辺、③花京院通(鈴木盛勝)や川内区(後藤長平)など両地区の周辺に大別でき、当然ではあるが、移転に直接関係する区長たちは区会協議会の意向とは異なる行動を取っていた。

このように、一部の区長は地域住民の「代表」として活動し、それぞれの思惑から市会の運動を支持した一方、多くの区長は市会の運動から距離を置いた。区長は、市会とは異なる立場からこの問題に関与し、一定の政治的役割を演じたといえるだろう。1895年4月に区長の地域区分が50区から10区に再編されるが、この背景には人件費などの問題に加えて、管轄範囲が狭い場合区長と地域社会の関係が密接になりすぎることを市当局や市会が懸念したことがあったといわれている。区長協議会の結成や移転問題をめ

ぐる区長たちの動きが、区再編の一因となつたのではないだろうか。

IV 市会・市民と知事・内務省

市会で移転地変更の問題が最初に議論されたのは5月22日であったが、この時点では知事による移転地変更をめぐって意見が二分していた。草刈親明らが、変更は市会に説明のうえでその賛成を得ることが必要であり、その手続きを踏まなかったことは「市民の代表者」たる市会無視であると主張したのに対して、一力健次郎や窪田敬輔は、知事の不徳義を認めながらも、北山町よりも小田原が業者や市全体にとって利益となるならば、知事の決定を尊重することに問題はないと主張して、双方の議論は平行線をたどった。このため知事への「質問委員」に、菅克復、大立目重蔵、豊島蘭室、一力健次郎、虎岩省之が選出されてこの問題に当ることになった³⁷⁾。地方自治を求めてきた自由党系の草刈らが官選知事への対決姿勢を強調したのに対して、改進黨系で実業家の一方らはこれまでの廃娼運動や移転の利点も踏まえて移転推進を優先させたのであろう。

ここで市制施行当時の市会の状況を簡単に確認しておきたい(仙台市役所編1908)。当初の市会議員は有力商工業者の集団と旧士族や旧区会議員などの集団から構成されていた。前者は、第一回市会議員選挙の直前に有力商工業者を糾合して誕生した「中心会」である。中心会は従来の商法会議所を再編したもので、会是に「…其目的や仙台市の商売工業を振起し真正なる東北商売工業の中心を造るにありとせは…」とあるように、停滞気味であった商工業の発展をその主な目的としていた。会長はのちに市長となる早川智寛(旧小倉藩士、土木業者)で、ほかに初代市長の遠藤庸治(弁護士、県会議員)や七十七銀行を創設した伊澤平蔵(酒造業)、八木久兵衛(味噌醬油)、佐藤三之助(米商)など多くの有力実業家層が参加している。後者は、佐藤運宜ほか旧士族、旧区役所吏員および旧区会議員を中心に組織された「同志会」である。

第一回市会選挙で、中心会は村松亀一郎、藤沢幾之輔、遠藤庸治など代言人らの集団である「抱一館」と協力して、同志会と激しく競り合った。競争の行き過ぎを懸念した沼澤与三郎らが独自に候補者を推薦して調停に乗り出すほどであったが、確認できる範囲で36議席中、中心会・抱一館が一級と二級をほぼ独占して25議席を獲得し、有力商工業者が市会

の多数を占めた³⁸⁾。第二回市会選挙(半数改選)では、第一回選挙の弊害もあって、まず区長や中立派が候補者を推薦し、最終的に中心会と同志会、区長らが話し合っただけで候補者を予選して競争がほぼ回避された³⁹⁾。再選も含めて中心会・抱一館関係者が36議席中21議席を占めており、その勢力はほぼ維持されたが、この後自由党系と改進黨系との対立が激しくなっていく。移転問題では運動方針をめぐって当初から両派に意見対立があり、のちにみるように、それが市会外での有志者による運動を生じさせる一因になったと思われる。

5月25日委員の一力、豊島、虎岩が県庁を訪問して知事と面会するが、知事は移転に関わる職権は自分にあり、質問委員ではなく一力ら個人に回答するのであると断りを入れたうえで、最初は北山町と宮町小田原の2ヶ所からの選択であったため市会に諮問したが、今回は1ヶ所であつた相当の理由もあつたため許可したのであり、なんら問題はないと回答した⁴⁰⁾。

知事の応接は市会議員の不満を昂じさせることになり、5月30日の市会において、知事の態度は「市会無視」であるとして議論が白熱し、内務大臣への具申、政府の裁定の要求、知事の栄転願の提出など複数の意見が出された。このため一力が今後の運動方法を検討する調査委員の選出を提案し、一力、虎岩、豊島、横山均、国分行道の5名が選出されている⁴¹⁾。こうして移転問題は、移転地そのものの適否よりも、「地方自治」や市の「公益」をめぐり知事と市会の政治問題の様相を深めることになる。

6月5日の市会において、移転地の変更取消と市会への諮問を求める建議書を知事に提出する案が承認されるが、ここで問題となったのが提出の根拠であった。虎岩らは、市制町村制第三十一条と第三十三条を建議の拠り所にして、市会ではなく市長名義で建議書を提出すると説明したが、特に依拠したのは市制町村制第三十三条である(山中1994)。

「市会ハ市ノ事務ニ関スル書類及計算書ヲ検閲シ市長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理 議決ノ施行並収入支出ノ正否ヲ監査スルノ職権ヲ有ス

市会ハ市ノ公益ニ関スル事件ニ付意見書ヲ監督官庁ニ差出スコトヲ得」

ただしこの条文はあくまでも市会と市長の関係を定めたもので、県知事の職権との関係で市会が「市ノ公益ニ関スル事件」をどこまで主張できるか、ま

たここでの「監督官庁」とは県庁だけかそれとも内務省も含むかなど、市会で解釈が割れており、知事が権限をもつ以上、建議書の提出は徒勞に終わる可能性が高いという意見も当初から出されていた⁴²⁾。このため市会は地方の「公益」を主張すると同時に、地方官が考慮すべき地方自治体との「徳義」も強調することで、知事に移転地変更の取消と市会への諮問を求めていった。しかし、船越知事は6月14日の藤沢幾之輔と村松亀一郎両代議士による説得や6月24日の菅市会議長と田辺文索市会議員による直談判も拒み、市会の建議書に回答しなかった。

7月19日の市会では、行政裁判所への告訴を主張する草刈らと、知事に対する小田原変更の取消の請願を主張する里見良顕助役、および知事が請願を認めない場合に内務大臣への具申を求める虎岩らとの間で再び意見が対立したため、5名の委員(一力、虎岩、横山、国分、杼窪広成)によって方針を決定することになり⁴³⁾、最終的には内務省に意見書を具申することが市会で決定された。その内容は、内務大臣から知事に移転変更処分取消と市会への諮問を命じること、および知事の行為は法律上は問題がないので、処分取消ができない場合は知事を転任させること、の二点である⁴⁴⁾。遠藤庸治市長は、県庁経由で意見書を提出したが、内務省が受理しなかったため、今度は内務省に却下の理由を問う質問状を提出した。ただしこの伺書も理由が明示されないまま宮城県書記官から返却された⁴⁵⁾。このため遠藤、小野、虎岩は9月3日仙台市に立ち寄った井上馨内務大臣に直接面会を求めたが、それも果たせず、この段階で市長と市会による知事と内務省への運動は手詰まり状態となった。市会の運動は、権限の限界に加えて市会内部の方針の相違もあって、その目標を果たすことができなかったといえるだろう。

次に市有志者による抗議運動をみることにしよう。一部の市会議員と区長、有志者たちは、市会の運動と並行しながら、広く市民に訴えることで知事と内務省への抗議運動を展開した。その中心人物をみると、一力、虎岩、菅、田辺のほかは、小野平一郎、佐藤琢治、里見良顕、横山均、富田春之進、富田庄蔵、岩淵仙之助(市書記)、後藤長平、鈴木盛勝、長谷泰之といった自由党関係者(含む壮士)や元区会議員などであり、民権運動からの「自治分権」に加えて、市会の運動が全体として改進黨系議員の意見に沿って進められたことに対する不満が、市会外での運動を活発化させたのであろう。なお『自由新聞』の論調は、知事と内務省に対して「自治独立」の団体である市の自治を主張する一方、貸座敷業者に対して

は早期の移転準備を求め、さらには廃娼を訴えるものであった

有志者による具体的な運動は大きく二点に集約できる。ひとつは県関係者への仲裁依頼である。7月に一力、小野、虎岩と区長の鈴木や鹿又らは、県の参事官と書記官および郡長や県常置委員の茂貫利貞、遠藤作兵衛、南条文五郎、太田荘十郎を数度にわたり訪問して協力要請を行っている。これに対して県常置委員は公職としての立場ではなく、一個人として知事と市会の仲裁案(知事による市会への謝罪)を提案したが、謝罪のみだったため有志者側はこれを拒否した⁴⁶⁾。

もうひとつは演説会などを通じた市民輿論の喚起である。一方らは「巡回政談演説会」を約1ヶ月間で6回開催した(第1表)。演説の内容は、移転問題の経緯の説明、政治上の「徳義」違反や市会蔑視に対して知事に反省を求めるもの、市民の一致団結を求めるものに加えて、船越知事が松平前知事と異なって県民を蔑視しているなど県政全体に対する批判や、戊辰戦争以後の仙台市の状況との関連で市の権利拡張を主張する演題もあり、演説のうちいくつかは警察により中止を命じられた。なお推進派は、「…一力健次郎氏等は市内各所に演説会を開き、反対運動を試みつつあり、其主なる目的は権利の消長云々にある如くなれど、予輩の聴聞する処によれば、移転延期若くは永住等の目的を達し、常廓の繁昌を永く仙台中央に保たんとするものの如し…」という内容の寄書と風説を流して対抗している⁴⁷⁾。

さらに小野、一力、田辺、鈴木、後藤らは、6月22日に毛利清右衛門宅(元北山町区長)で会合を開き20名の準備委員を選出して、7月2日に「市民有志懇親会」を東一番丁の仙台座で開催する計画を立てた⁴⁸⁾。有志懇親会は約1ヶ月遅れて8月13日に開催され、800余名が集まり、協議の結果、次の事項が承認されている。

- 「一 本会は仙台市会の決議を以て船越県知事が許可したる遊廓移転地変更処分に関し内務大臣へ差出したる意見書の趣旨は市民の輿論を代表したる至当の公論なるを以て大に之を賛成する事
- 一 本会は右の趣旨を貫徹せん為め委員十五名を選挙し左の事項を委任す
 - (一) 仙台市会議決の趣旨を遂げん為め仙台市民多数連署の請願書を内務大臣へ差出す事

- (二) 上京委員数名を選挙し運動上の事項を委任する事
- (三) 金員を義損する人あるときは之を受領し及該金は運動上一切の費用に充つる事但義損金は一錢以上たるべし
- (四) 右の外運動上に関する総ての事件を協議決行する事⁴⁹⁾

その場で菅、一力、豊島、虎岩、田辺、浅尾哲次(改進黨系の弁護士)、里見良顕、小野平一郎、佐藤琢治、三宅種信、横山均、岩淵仙之助、富田春之進、富田庄蔵(弁護士)、伊藤清治郎が委員に選ばれ、その後起草委員5名によって請願書を作成して、内務省へ陳情委員を上京させることが決まった⁵⁰⁾。9月末に小野、佐藤、後藤の3名が上京して、まず10月4日に渡辺千秋内務次官に対して移転地変更の取り消しを求めた。小野らは問題の経緯に加えて、移転地の小田原地区が鉄道や学校などに近接していると説明したのに対して、渡辺次官は知事に徳義上の問題があるとして、「貴説の如くならば市の公共に関する件なれば、監督官庁に於て充分調査の上、其事實に依ては内務大臣は知事に該許可の取消を命令するに至るべしと述へ」たと報じられている⁵¹⁾。さらに上京委員は、同月12日には井上大臣に面会して知事の処分を求め、内務省では県治局長に3,000余名が署名した陳情書を提出して帰仙したが、結局知事の決定が取消されることはなかった。

井上は、地方長官会議における府県知事に対する訓示で、「従来地方人民が、中央政府の措置に向つて不満を抱くは、法令其者よりも第一その施行の方法如何に起因する多ければ、自今地方官たるものは、人民に対するに務めて丁寧親切を旨とし」⁵²⁾と述べたとされるように、地方の不満には敏感であったと思われる。ただし成立期の地方自治制において、地方の「自治」はあくまでも政府の事務を分担することであり、特に政府は自由民権運動の拠点となった都市の自治をできるだけ制限しようとした。そのため市長は町・村長と異なり官選とされ、名望家よりも行政の専門的知識を持つことが求められた(山中1999)。周知のように、地方制度改革は日清戦争後の戦後経営において課題となるが、その背景には戦後に税負担を強いられた都市商工業者層による政治と行政への参加と、それを取り込み藩閥政府に対抗しようとした政党の思惑などがあった。そして衆議院選挙区が変更され、人口5万人以上の都市が独立選挙区となることで、地方都市の社会・政治的な位

置や役割にも変化が生じる。対外戦争という出来事の直前に発生したこの移転問題は、対立を抱えていた「民党」勢力が「市の公益」をめぐる権利を要求するきっかけとなったが、その後の地方制度の改革に影響を及ぼしたか否かなどについては、さらに検討してみたい。

V 問題の終息

1893年12月25日に宮城県警察部は常磐町での貸座敷の営業停止を命じた。この命令によって一部の楼主がようやく移転工事を本格化させる一方で、小規模業者のなかには困窮者も出始めたが、ここで予期せぬ出来事が起こった。1894年1月に船越知事が依願免官となったのである。「船越前宮城知事が突然依願免官となりしに付ては世間種々の憶測を為し、或いは県会に関する事件なりと云ひ、或は常磐街移転問題に関してなりと云ひ、紛々として適従する所を知らざる有様なるが、……衆議院議員総選挙に於ける方針に就て中央政府と其意見を異にせしに依ると云ふ、……」⁵³⁾とあるように、その真相は不明だが複数の要因が重なったうえでの辞任であったと思われる。

知事の交代はこれまでの状況に変化をもたらした。ひとつは、市会議員が態度を軟化させて3月の市会で小田原が遊廓地として承認されたことである⁵⁴⁾。これまでの運動が具体的成果を生まなかったことで、民党系新聞にも「無視事件の甚だ兇戯の運動に類するを笑ふものなり」⁵⁵⁾という評価や運動に左右されて困窮する貸座敷業者に対する市会の責任を問う声が掲載されており、市会の動きが市民に受け入れられなくなっていたことも、この方針転換の背景にあったのだろう。

その一方で楼主間の対立がふたたび表面化した。当初、新たな遊廓には、「大店」の安積、福島、舞鶴、南幸、新竹、新盛、小野兵、安田と「小店」の桜井、松田、清水、錦、長栄、昌平、白鳥、新清水、甲子、いは、広盛が開業予定であると報じられていたが⁵⁶⁾、福島、舞鶴、南幸、小野兵、甲子、清水、桜井、長栄などの楼主が移転に向けて建物の建築に着手したのに対して、安積、新竹、新盛、白鳥、常盤、いは、錦、安田、昌平、千(仙)州が反対したのである。その理由は、移転地における地割の抽選結果に対する不満や移転費用の不足などで、知事の交代を狙ってさらなる延期を画策しようとするものであったとされる⁵⁷⁾。また北山町とその周辺の有力者たち

も、寄附金で道路修繕費用を負担して移転請願を継続する動きを見せており⁵⁸⁾、移転地をめぐる楼主間および地区間の対立は根深いものであった。

移転派と非移転派の溝は再び深まったが、遠藤市長や草刈などが仲裁に入り、さらに県会常置委員の太田荘十郎と茂貫利貞の尽力もあって、両者の間で和解が結ばれ、ようやく移転が承認された。3月上旬には舞鶴楼や甲子楼などが開業し始めており、新たな遊廓が小田原の地に形成されることになった⁵⁹⁾。

VI おわりに

新遊廓の名称は二転三転しており、当初「比翼町」や「八重垣町」などが候補となったが、最終的には新常磐町となった⁶⁰⁾。初めての七夕では、各楼が意匠を凝らした飾り物を多くの人々が見物に訪れたといい、「……斯る人出は遊廓移転以来始め見る処にて、之が為めに各楼とも相応の来客ありて頗るに賑へり、而して小田原新丁、車通辺は昼さへ通行人の稀なる処なるも同夜は往來の繁きこと近年其比を見ざる処なりし、」⁶¹⁾と報じられたように、遊廓の開業は新たな人の流れを生み出しつつあった。

その一方、「小田原宮町は職工又は日雇人等多く借家し居る処なるが、新遊廓の同所に移転せし以来家賃騰貴せしを以て、夜立して移転する者多きよしなり」⁶²⁾と指摘されたように、遊廓移転は周辺地域の開発の呼び水となり、地価と家賃を高騰させ一種のジェントリフィケーションを生じさせた。その一方、空地となった常磐町のみならず、大町以南の地域が「其寂寞其荒涼、日を追ふて其度を高むるものの如し」⁶³⁾と報じられており、常磐町の移転は仙台市の都市構造に一定の変化をもたらしたといえるだろう。

移転当初の貸座敷数は19軒であったが、1901年12月末には大楼が8、中楼が11、その他が16の合計35軒と増加し、娼妓の数も263人となった。規模の拡大と都市化にともない大正期に入ると、楼主らは「一心会」を結成して、娼妓の取締の強化や教育にも着手している(富田1916)。遊廓をめぐる状況とその変化は、「軍都」かつ「学都」と呼ばれるようになった仙台を映し出すひとつの鏡となるが、軍隊との関係およびその後の仙台市の都市発展や社会諸階層の居住構造への影響などに関しては、稿を改めて検討してみたい。

附記

本稿の一部は2016年度東北地理学会春季学術大会(宮城教育大学)で発表した。本稿は科学研究費基盤研究(B)「課題番号26284132(代表者：遠城明雄)」の研究成果の一部である。

注

- 1) 「常磐町遊廓設置始末(明治二三年四月)」『宮城県庁文書 明治二五年度 県会議案材料 三冊ノ二 貸座敷移転書類』「M25年0036」(宮城県公文書館所蔵)および田村(1974)。
- 2) 1990年代以降のイギリスの文化・社会地理学研究では、19世紀以降の本国イギリスと植民地での諸施設の立地とその構造、および売春の統制などをめぐる「道徳地理moral geography」に関心が寄せられてきた(Ogborn and Philo 1994; Howell 2009; Legg and Brown 2013)。
- 3) 「貸座敷移転書類 発第六八号」『宮城県庁文書 明治二五年度 県会議案材料 三冊ノ二 貸座敷移転書類』「M25年0036」(宮城県公文書館所蔵)。
- 4) 「遊郭移転に関する談話」『奥羽』1892年7月8日。
- 5) 「先づ遊廓を他に移転せしむるの考察を立つること肝要なり」『奥羽』1887年6月12日。そのなかで移転地について、「長町又は青葉神社の近辺と云ふが如く、成る可く区内の重要な部分に関係なき場所を撰て、之に移転を命じること必要なり」と主張されている。「遊廓の位地は如何にするの都合なるか」同9月30日。
- 6) 金沢市でも1896年に松ヶ枝遊廓の移転問題が起こっている。本康(2014)は、その理由として第九師団の開設や鉄道の開通によって都市空間に対する市民の認識が変化したことを挙げる一方で、近世期からの「悪所」としての認識の連続性を指摘している。
- 7) 「遊廓移転問題に付て 寄書」『東北』1893年6月16日。
- 8) 「本県貸座敷営業人会議」『東北毎日新聞』1891年6月17日。
- 9) 一力は中心会(後述)に属し第2回市会議員選挙で当選した。仙台電灯株式会社取締役などを歴任してのちに河北新報社を経営した。虎岩は仙台区会議員を経て抱一館(後述)に属し第1回市会議員選挙で当選した。二業取締役で「斡旋家」として公共事業に尽したと評されている(菊田1933)。なお一力と虎岩のほか、貸座敷業者の新竹(内ヶ崎九兵衛、青木藤三郎)、新盛(内ヶ崎徳治)、甲子(新竹徳之助)らは改進黨員であった(「改進黨員の懇親会」『奥羽』1893年5月21日)。この関係がどこまで認識されていたかは不明だが、党派関係から一力らの動きを移転延期・中止の画策として解釈する理由がないわけではなかったと思われる。
- 10) 前掲3)。
- 11) 多くの研究が指摘するように、寺社仏閣の門前には遊廓などの遊興施設が集まる事例が多くみられる。この現象は遊女の「宗教性」などと結びつけられて解釈される一方で、単に人が多く集まる場所が重なったにすぎないとい

う指摘もある(鈴木2013)。

- 12) 「常磐廓移転に就て」『奥羽』1891年2月13日。
- 13) 移転による打撃を少しでも抑えたい国分町関係者が同町により近い北山町への移転を希望して、同町に移転する場合には寄附金の提供を申し出たと報じられるなど、市内の地区間の遊廓をめぐる綱引きもあった(「遊郭移転地」『奥羽』1891年3月5日)。
- 14) 船越は千葉県令時代に、自由党の政敵とされた地元実業家の銀行に地方税を預けたことから、県民の強い反発を受けて元老院に転任させられた経験をもつ(大岡1892)。
- 15) 「遊郭移転問題の沿革」『東北』1893年6月10日。
- 16) 「遊郭移転の延期間届けらる」『日報』1892年7月27日。なおこの延期請願に際して楼主から斡旋者に対して総額1,400円余の運動費が支払われたという風説(「遊郭移転延期に関する怪聞」『日報』1892年11月26日)や、全業者が廃業した場合の税収減に対する県の躊躇があったのではないかという風説(「常磐町の移転に就て再出願」『東北』1892年6月25日)が流れている。
- 17) 「遊郭移転地に就て」『日報』1893年3月9日、「常磐廓の移転地の地所変更」『日報』同年4月8日、「遊廓移転談」『東北』同年4月7日。
- 18) 「遊廓移転地変更の請願」『東北』1892年5月28日。
- 19) 「常磐町の移転地に就て」『東北』1892年11月18日。
- 20) 「寄書 遊廓移転地に就て」『東北』1892年6月24日。
- 21) 「遊廓の移転に就て」『東北』1893年5月17日。
- 22) 「遊廓移転中止の運動」『奥羽』1893年6月2日、「常磐町非移転の運動」同6月8日。
- 23) 「遊郭移転問題に付て(十六日の続) 寄書」『東北』1893年6月18日。
- 24) 「北山の人民知事に迫る」『自由』1893年7月2日。
- 25) 「北山町有志知事に請願す」『東北』1893年7月2日。
- 26) 「北山の人民知事に迫る」『自由』1893年7月2日。
- 27) 「北山町民知事邸に推参せる顛末」『日報』1893年7月4日。
- 28) 「小田原変換地は市の輿論なり」『東北』1893年6月8日。
- 29) 「常廓移転に関する一異説」『日報』1893年6月10日。
- 30) 以下の区名と区長名は、仙台市役所編(1908)367-372頁による。
- 31) 「区長協議会員組織の計画」『東北』1892年6月12日、「区長協議会」同6月21日。
- 32) 「沼澤氏建議書を難す」『東北』1893年6月7日。
- 33) 「非運動に連署せし区長諸氏」『東北』1893年6月11日。
- 34) 「自由党と市内各区長」『日報』1894年7月24日。
- 35) 「区長会議に付て」『自由』1893年6月17日、「遊廓移転問題と仙台市各区長」『日報』同6月18日。
- 36) 「一昨日の区長協議会」『自由』1893年7月1日。
- 37) 「仙台市会」『自由』1893年5月24日、「当市会に於ける常廓問題」『東北』1893年5月24日。
- 38) 「勝利者に向て特に希望する所あり」『奥羽』1889年4月22日。
- 39) 「五城館に於ける有志家の会合」『東北』1892年3月30日。
- 40) 「質問委員の運動」『東北』1893年5月27日、「質問委員と知事の答弁」『日報』1893年5月28日)。

- 41) 「仙台市会(激論沸騰)」『奥羽』1893年6月1日。
- 42) 「建議に決し足る次第(常廓問題)」『東北』1893年6月7日。
- 43) 「遊廓移転地変更問題と仙台市有志者」『日報』1893年7月21日。
- 44) 「遊廓移転地問題に関する意見書」『日報』1893年8月3日。
- 45) 「仙台市会無視事件伺書の却下」『日報』1893年9月6日。
- 46) 「遊廓問題と市会議員」『自由』1893年7月22日。
- 47) 「遊廓移転問題に付て 寄書」『東北』1893年6月16日。
- 48) 「遊廓移転問題に付ての相談会」『自由』1893年6月24日。
- 49) 「市民有志大懇親会」『自由』1893年8月15日。
- 50) 「本県知事対仙台市会事件の近況」『日報』1893年8月27日。
- 51) 「市会無視事件上京委員の運動」『自由』1893年10月7日、
「仙台市会総代の運動」『奥羽』1893年10月8日。
- 52) 「船越知事の反省を促かす」『日報』1893年6月9日。
- 53) 「知事辞職の真因」『奥羽』1894年1月25日。
- 54) 「仙台市会の決議に就き」『日報』1894年3月11日。
- 55) 「遊廓移転と仙台市会(承前)」『自由』1894年3月13日。
- 56) 「常磐町移転地地取の計画」『自由』1893年6月15日。
- 57) 「遊廓移転」『自由』1894年2月22日。
- 58) 「北山町民の運動」『日報』1894年2月22日。
- 59) 「遊廓両派の確執漸く解く」『東北』1894年3月16日。
- 60) 「新遊廓の名称未だ定まらず」『日報』1894年4月13日。
- 61) 「遊廓たより」『日報』1894年8月8日。
- 62) 「借家賃の騰貴」『日報』1894年3月29日。
- 63) 「大町以南の衰微」『日報』1894年6月27日。
- 域のなかの軍隊⁹ 地域社会編 軍隊と地域社会を問う』31-53. 吉川弘文館。
- 宮城県議会史編さん委員会1968. 『宮城県議会史』第1巻. 宮城県議会.
- 宮城県議会史編さん委員会1974. 『宮城県議会史』第2巻. 宮城県議会.
- 宮城県警察部編1892. 『警察例規 完』宮城県警察部.
- 本康宏史2014. 「「軍都」金沢と遊廓社会」佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会2』155-177. 吉川弘文館.
- 山中永之佑監修1994. 『近代日本地方自治立法資料集成2〔明治中期編〕』弘文堂.
- 山中永之佑1999. 『日本近代地方自治制と国家』弘文堂.
- Howell, P. 2009. *Geographies of Regulation*. Cambridge U.P.
- Legg, S. and Brown, M. 2013. Moral regulation : historical geography and scale. *Journal of Historical Geography* 42: 134-139.
- Ogborn, B. and Philo, C. 1994. Soldiers, sailors and moral location in nineteenth-century Portsmouth. *Area* 26: 221-231.

文献

- 大岡力1892. 『地方長官人物評』87-91. 長島書店.
- 小野沢あかね1992. 「帝国議会開設期の娼娼運動一群馬県を中心として」『歴史学研究』638: 1-15.
- 加藤宏2015. 「第二師団と仙台」山本和重編『地域のなかの軍隊 1 北の軍隊と軍都 北海道・東北』14-43. 吉川弘文館.
- 加藤政洋2005. 『花街 都市の異空間』朝日新聞社.
- 菊田定郷1933. 『仙台人名大辞典』.
- 斎藤誠2008. 「仙台市区及び区長制関係資料」市史せんだい 18: 109-120.
- 佐賀朝・吉田伸之2014. 『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館.
- 鈴木勇一郎2013. 「池上をめぐる郊外開発と本門寺」鈴木勇一郎・高嶋修一・松本洋幸編著『近代都市の装置と統治 1910～1930年代』189-214. 日本経済評論社.
- 仙台市役所編1908. 『仙台市史』仙台市.
- 仙台市史編さん委員会編1997. 『仙台市史 特別編4 市民生活』388-393. 仙台市.
- 田村昭編1974. 『仙台花街繁昌記 遊廓資料として』宝文堂.
- 手嶋泰伸2010. 「仙台停車場位置変更問題にみる明治前期官民関係」『国史談話会雑誌』51: 37-52.
- 富田広重1916. 『仙台繁昌記』トの字屋(国立国会図書館近代デジタルコレクションinfo.ndljp/pid/906332).
- 林博史2015. 「遊廓・慰安所」林博史／原田敬一／山本和重編『地